

第3章 組織及び協力支援体制

3-1 組織体制

(1) 災害発生時の市内全体の組織体制

市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。また、災害対策本部が設置された際に、災害対策本部の事務を分掌させるために、京都市災害対策本部要綱第3条に従い、環境政策部を設置する。

京都市災害対策本部図を図3.1に示す。

(京都市災害対策本部設置基準)

- ア 京都市に気象警報又は洪水警報が発表され、市長が必要と認めたとき。
イ 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
ウ その他、市長が必要と認めたとき。

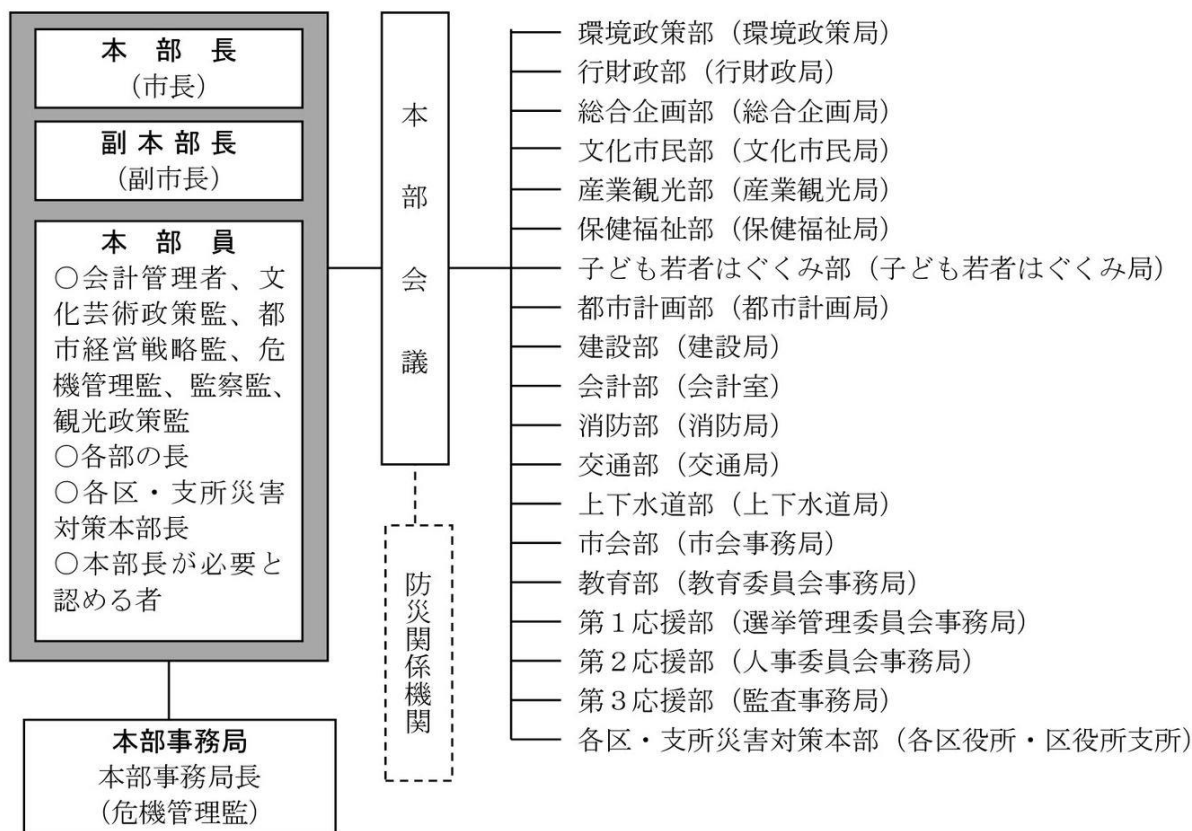


図3.1 京都市災害対策本部図 (参考：京都市地域防災計画 資料編)

また、環境政策部内の各班の主な分担任務を表 3.1 に示す。

環境政策部から各区本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、関係各部の協力のもと災害廃棄物処理に当たる。

表 3.1 各班の主な分担任務

環境政策部	部長	環境政策局長
組	織	主 な 分 担 任 務
庶 務	班	(1) 本部事務局、各部、関係機関等との連携に関する事 (2) 部の応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 (3) 被害状況の調査及び報告に関する事 (4) 所属職員の召集及び把握に関する事 (5) 他の部等への応援に関する事 (6) 所管業務に係る他都市等応援職員、ボランティア団体等との連携に関する事 (7) 本部長の特命事項に関する事 (8) 災害廃棄物対策室の設置に関する事
廃 棄 物 清 掃	班	(1) 一般廃棄物（し尿を除く。）及び災害廃棄物の収集等に関する事 (2) 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関する事
施 設	班	(1) 所管施設等の応急復旧に関する事 (2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理、災害廃棄物の処分等に関する事 (3) 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関する事
し 尿 処 理	班	(1) し尿の収集、処理等に関する事 (2) 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関する事
環 境	班	(1) 被災地の環境監視及びその対策に関する事 (2) 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関する事

（参考：京都市災害対策本部要綱別表第 2）

（2）災害廃棄物対策室の組織体制

災害廃棄物処理の統括組織として設置する災害廃棄物対策室は、京都市災害対策本部要綱別表第 6 に定める第 4 号以上の活動体制を要する被害の発生を目安に設置するほか、環境政策部長（環境政策局長）が必要と認める場合に設置する。

災害廃棄物対策室には、専任職員を配置するとともに、庶務班、廃棄物清掃班、し尿処理班、施設班の各班から兼任する職員を任命し、さらに他の自治体からの応援職員を含めて土木・建築職、財務担当等の人員を配置して、災害廃棄物処理に係る指揮命令系統を確立する。

災害廃棄物対策室の主な分担任務を表 3.2 に示す。

また、災害廃棄物対策室は、各班及び関係各部から災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な情報を収集・集約する。

なお、災害廃棄物処理における重点業務は、時間の経過とともに変化するものであり（初動期、応急対応（前半）、応急対応（後半）、復旧・復興期（2－3 表 2.1 参照））それぞれの時期ごとの、処理の進捗等に応じて柔軟に組織体制の見直しも必要となる。

また、平常業務・災害時対応業務の並行作業により職員の身体的・精神的負荷が増大することが想定されるため、職員のメンタルケア・ストレス回避策、交代勤務制度等についてもあらかじめ検討しておく。

表 3.2 災害廃棄物対策室の主な分担任務

<災害廃棄物対策室>		主 な 分 担 任 務	
循環型社会推進部	資源循環推進課 技術担当課長 資源循環企画係長・係員	(専任) (庶務班兼任) ・災害廃棄物処理実行計画の策定	[庶務担当] ・各種情報の入手・整理、一元化 ・局内各課、各局、災害対策本部等との連絡調整 ・国、府等との連絡調整 ・広報 (公費解体手続、市施設での受入方法等) ・他自治体応援職員の受入体制の整備 ・国庫補助申請、支払事務 ・文化財等の所在地等の情報の入手・整理
	まち美化推進課 業務推進係長・係員 担当係長・係員	(廃棄物清掃班兼任) ・収集作業計画の策定 (片付けごみ・避難所ごみ等) (し尿処理班兼任) ・し尿処理計画の策定	[企画担当] ・実行計画策定、解体計画策定 (各区解体申請窓口・関係機関との調整) ・費用積算 ・発生量推計、搬入量集計 ・処分先確保 (リサイクル含む)
	廃棄物指導課 産業廃棄物指導係長	(廃棄物清掃班兼任) ・協定先民間業者との調整 ・解体運搬業者指導	[解体担当] ・建築物の被害状況の調査、がれき原単位の測定等 ・現地調査 (権利関係調整) ・解体工事設計・施工・監督・指導 ・市施設搬入券発行
適正処理施設部	施設整備課 施設係長	(施設班兼任) ・施設班への指示・調整	[がれき処理担当] ・仮置場の計画・選定、設置・運営 (選定に係る関係部署・地元等調整) ・仮置場からの搬出 ・災害廃棄物の受入・処理量等集計
	局内及び他局からの配置職員	(専任) (他部兼任) (行政職・建築職ほか)	
	他自治体からの応援職員	(専任) (行政職・建築職ほか)	

(災害廃棄物処理実行計画策定に必要な関係各部の情報)

ア	道路障害物の除去方針、障害物仮置場等の設置状況 (建設部)
イ	被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果 (都市計画部)
ウ	区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果 (本部事務局)
エ	オープンスペースデータベース (オープンスペース調整チーム)
オ	避難所データベース (本部事務局)
カ	道路交通 (規制) 情報 (建設部等道路管理者)

(京都市地域防災計画より抜粋)

(3) 平常時に対応しておくべきこと

発災直後に迅速な対応が図れるよう、平時から環境政策局内で担当ごとに対応しておくことが肝要である。事前に対応しておくべき業務内容(例)を表3.3に示す。

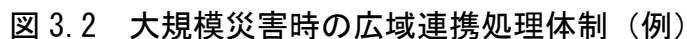
表 3.3 事前に対応しておくべき業務内容(例)

担当部門	主な業務内容
資源循環推進課 (災害廃棄物対策室)	○協力支援体制の確立 ○災害時における市民、関係団体等への広報方法 ○仮置場候補地の検討 ○発生量の推計の見直し ○処理方針・処理フローの作成・見直し ○リサイクル業者の把握 ○がれきの収集・運搬方法、処理・処分の検討 ・産業廃棄物処理・処分業者リストの把握(市域外を含む) ・産業廃棄物リサイクル業者リストの把握(市域外を含む) ○研修計画・研修の実施
環境総務課、資源循環推進課 (庶務班)	○情報管理体制の整備 ・情報の収集、保管、連絡 ・連絡用機材の確保、整備 ・災害廃棄物実務経験者等リストアップ ○職員のメンタルケア・ストレス回避策、交代勤務制度等の検討
環境指導課 (環境班)	○災害時の被災地の環境監視及びその対策に関すること ○P R T R対象事業者の把握
まち美化推進課 (廃棄物清掃班・し尿処理班)	○生活系ごみ・粗大ごみ・片付けごみの出し方、収集・運搬方法の検討 ○収集運搬ルートの設定 ○資機材の事前確保 (収集運搬車両、排出用資機材、重機、仮設トイレ) ○し尿の収集・運搬方法、処理・処分方法の検討、し尿投入先の確保
まち美化事務所	○資機材の保守管理
生活環境美化センター	○収集運搬車両の整備点検
生活環境美化センター内し尿前処理施設	○し尿前処理施設の保守管理
廃棄物指導課 (廃棄物清掃班)	○P C B廃棄物保管事業場、特別管理産業廃棄物排出事業場のリストの作成 ○一般廃棄物の許可業者の指導、監督
適正処理施設部 (施設班)	○最終処分場の容量確保 ○資機材の事前確保(重機、非常用発電機、苛性ソーダ等薬品類) ○仮設処理施設種類、規模、立地場所等の検討 ○生活系ごみ、粗大ごみの処理、処分の検討 ○資機材の事前確保(重機) ○中間処理施設、最終処分場の耐震性強化
クリーンセンター等	○資機材の保守管理
埋立事業管理事務所	○最終処分場施設の管理

(1) 広域連携・受援体制

なお、収集作業等には危険を伴うことから、基本的に一般ボランティアは処
理に携わらないこととする。

大規模災害時の広域連携処理体制の例を図 3.2 に示す。



44

ア 国・京都府及びその他自治体等への協力支援の要請

国や京都府に応援を要請するとともに、これらを通じて他自治体、災害廃棄物支援ネットワーク「D. W a s t e - N e t」（(公社) 全国都市清掃会議等）、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に応援を要請する。

イ 自衛隊への応援要請

発災直後においては、人命救助が最優先となるが、災害廃棄物の撤去・運搬について、自衛隊の応援が必要な場合には、応援を要請する。

ウ 他自治体との相互応援協定

本市では、他自治体との間に災害時の施設の応急復旧等に必要な資機材の提供や必要な職員の派遣等に関する相互応援協定を締結している。

他自治体と締結している相互応援協定を表 3.4 に示す。

表 3.4 災害時の応援に関する協定（地方自治体）

協定名	協定先	協定日等
地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）	＜西日本ブロック＞ 別府市、松江市、松山市、長崎市 ＜近畿ブロック＞ 奈良市、京都市、芦屋市、鳥羽市 ＜東日本ブロック＞ 伊東市、熱海市、軽井沢市、日光市	平成 24 年 6 月 5 日
21 大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	平成 24 年 4 月 1 日
龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定	鹿児島市、福山市、霧島市、京都市、長崎市、品川区、下関市、高知市	平成 26 年 11 月 15 日

エ 民間事業者等との協定

民間事業者等と締結している災害廃棄物処理等に関する協定を表 3.5 に示す。

表 3.5 災害廃棄物等に関する協定

協定名	協定先	協定日等
災害発生時における応急対策活動に関する協定	①一般社団法人京都府解体工事業協会	平成 23 年 4 月 28 日
	②一般社会法人京都府建物解体協会	
	③公益社団法人京都府産業資源循環協会	
	④京都環境事業協同組合	
災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定	⑤旭ハウス工業株式会社	令和 5 年 1 月 26 日
	⑥株式会社合田ハウス	
	⑦日野興業株式会社	
	⑧ベクセス株式会社	

また、それぞれの協定先が担う役割を表 3.6 に示す。

災害発生時、被災した建築物の解体、撤去、災害廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の提供等について、協力要請を行う。

表 3.6 各協定先が担う役割

協定先	役割
①一般社団法人京都府解体工事業協会	被災した建物等の解体、災害廃棄物の撤去、収集運搬等
②一般社会法人京都府建物解体協会	
③公益社団法人京都府産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分等
④京都環境事業協同組合	災害時に必要な生活系ごみ及び粗大ごみの収集運搬等
⑤旭ハウス工業株式会社	仮設トイレ等の提供等
⑥株式会社合田ハウス	
⑦日野興業株式会社	
⑧ベクセス株式会社	

オ 受援環境の整備

他自治体からの応援を受け入れるに当たっては、応援部隊が円滑に業務に移れるよう、受援環境を整備しておく。

人材の受入れに当たり配慮すべき事項の例を表 3.7 に示す。

表 3.7 人材の受入れに当たり配慮すべき事項

項目	環境設備の内容
スペースの確保	・ 支援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ・ 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	・ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	・ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	・ 支援職員の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じてあっせんする。 ・ 被災状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎、焼却施設等の会議室や休憩室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

(参考：平成30年度災害廃棄物処理セミナー（近畿ブロック）資料)

(2) 本市が支援する側となる場合

過去の災害の事例等を踏まえ、平時から発災初動時の被災地における課題や状況を認識し、協力・支援内容、方法、連絡体制等を検討し、支援体制の構築を図る。

また、協力・支援に当たっては被災地での災害廃棄物処理の経験が重要であることから、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者を平時からリストアップし継続的に更新しておく。

支援する場合は、被災地にとって何が課題でどのような支援が必要なのかを把握したうえで、協力・支援体制を整備する。

3-3 情報収集・連絡・管理体制

(1) 平常時の情報収集・連絡・管理体制

災害時に備え、国、京都府、近隣自治体をはじめとする他自治体、関係民間事業者団体等との連絡体制（担当部門、担当者等）の確保を図り、定期的に更新しておく。また、発災後に平常時の体制から迅速に災害時対応へ移行するために、平時から、本計画の更新等に係る必要な情報を各担当が収集・更新し、本計画の所管課が定期的に集約、情報の一元的管理を行う。

平常時における情報収集項目を表 3.8 に示す。

表 3.8 平常時における情報収集項目

大項目	小項目
現状における施設等の受入可能量	・本市中間処理施設（破碎・選別・焼却施設等）
	・最終処分場の容量
	・オープンスペース情報
必要資機材等の情報	・収集運搬車両、排出用資機材、重機、仮設トイレの確保の状況、仮設処理施設に関する情報
協力支援に係る情報	・協力支援要請事項
	・協力支援要請先
発生量推計に係る情報	・被害想定の情報（建物情報、避難者数を含む）
	・発生原単位
歴史的遺産、文化財等の情報	

(2) 発災後（初動期～応急対応（前半））

災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況や災害廃棄物等の発生量等について、情報収集を行う。また、人命救助を優先しつつ、次の情報について優先順位をつけて収集・集約し、京都府とも情報共有する。

ア 被災状況

- ・ライフラインの被害状況
- ・避難個所と避難者数及び仮設トイレの必要数
- ・一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- ・産業廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）の被害状況
- ・有害廃棄物の状況

イ 収集運搬体制に関する情報

- ・道路状況
- ・収集運搬車両の状況

- ウ 発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認する。）
 - ・ 全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数
 - ・ 水害の浸水範囲（床上、床下戸数）

（３）発災後（応急対応（後半））

災害の復旧に伴い状況が変化する中で、必要な情報の収集及び記録を行う。
応急対応（後半）における主な情報収集項目は以下のとおり。

- ア 建物被害状況（発生量の推計等の検討情報）
 - ・ 災害復興事業実施の総合調整を行う災害復興本部からの続報、現地調査による情報、解体申込数等の情報を収集する。
- イ 解体実績、仮置場への災害廃棄物の搬入量及び処理量（処理フローの検討情報）
 - ・ 解体実績を集計するとともに、情報を共有する。また、仮置場への災害廃棄物の搬入量及び処理量を集計するとともに情報を共有する。
- ウ 避難所の位置、収容人数（収集・運搬の検討情報）
 - ・ 避難者が生活の再開に伴い自宅に戻ったり仮設住宅へ移ったりすることで避難所からのごみが減少することが考えられる。そのため、定期的に避難所からの情報を入手し、収集計画の見直しを行う。
- エ 道路情報（道路の渋滞、通行止め、片側通行等）
 - ・ 災害廃棄物の処理を迅速に行ううえで、道路状況の把握は特に重要である。渋滞、通行止め、片側通行等の道路情報は日々変化するため、災害対策本部、警察からの情報に加え、現場調査、収集作業担当者等から情報を入手する。
- オ 施設等の復旧状況
 - ・ ライフライン及びクリーンセンター等の復旧状況を入手する。
- カ 職員の出勤状況（体制の見直しの検討）
 - ・ 職員の出勤状況を把握し、適宜、体制の見直しを図る。

3－4 職員への研修・訓練

災害時に本計画が有効に活用され、円滑に災害廃棄物の処理が進められるよう、平時から、本市防災危機管理室による防災訓練等に合わせて、災害廃棄物処理に係る研修を定期的に行う等、職員への周知・訓練を継続して行っていく。

具体的には、年2回程度、次のような研修等を実施し、経験を蓄積・継承することができるよう取り組む。

<研修内容例>

- ・収集支援の経験に基づく実務の知識・工夫
- ・非常災害時の法令の特例
- ・仮置場の開設・運用等に係る留意点
- ・補助金申請手続き 等

また、災害廃棄物対策の進歩に合わせて、本計画をより実効性のあるものに更新していくため、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会による災害廃棄物に係る研修等への参加や、被災自治体への災害派遣等により、最新の災害廃棄物処理に精通した人材の育成を図る。